

役員候補者選定委員会規程

第1条（目的）

この規程は一般社団法人日本CPサッカー協会（以下「本協会」という）の役員候補者選定委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつ、その運営の円滑化を図ることを目的とする。

第2条（設置及び任務）

本協会は前条の目的を達成するため、役員候補者選定委員会を設置する。

- 2 役員候補者選定委員会は、社員総会で選任される理事及び監事（以下「役員」という）の候補者の選考を行うことを任務とする。

第3条（構成）

役員候補者選定委員会を構成する委員は以下の者より構成され、理事会の決議により選任する。

- (1) 理事
 - (2) 監事
 - (3) 社員
 - (4) 前各号のほか、理事会において委員として適当であると認められた者
- 2 役員候補者選定委員会には委員長1名を置くものとし、委員長は委員の互選により定める。
 - 3 委員は理事1名以内、監事1名以内、社員1名（社員と理事又は監事を兼ねている者である場合には当該者をもって1名とする）以内、第1項第4号に規定する者は3名以内で構成しなければならない。
 - 4 委員は3名以上5名以内とし、3名未満の欠員が生じた場合には理事会を適宜開催し、新たに委員を選任する。

第4条（招集及び開催）

役員候補者選定委員会は、役員を選任を行う社員総会の開催に先立ち開催する。

- 2 役員候補者選定委員会は委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- 3 役員候補者選定委員会の議長は委員長とする。ただし、やむを得ない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、代理で委員長を務める。
- 4 委員長は役員候補者選定委員会の開催に当たり、若干名の理事の出席を求めて意見を聴取することができる。

第5条（役員候補者選考基準）

役員候補者の選考基準は以下のとおりとする。

- (1) 本協会の設立趣旨、理念、活動方針に賛同し、現状の課題改善や将来的な構想の実現に向けて推進できること
- (2) 企業経営、法律、会計、財務、スポーツの分野で専門的な知見を有していること
- (3) 心身ともに健康であり、業務遂行に際して支障がないこと
- (4) 法令遵守を重んじること

第6条（選出方法）

役員候補者選定委員会の決議は委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定による出席にはオンラインツールによる参加も含まれるものとみなし、代理出席および書面による委任はいずれも認めないものとする。
- 3 役員候補者選定委員会は、次の手順に従って候補者を選考する。
 - (1) 1名以上の役員候補者を選考する。
 - (2) 役員候補者の選考に際しては、役員推薦規程の定めに従って推薦された者がいる場合はこれらの者も含めて検討する。

第7条（候補者名簿及び議事録）

役員候補者選定委員会は、議事終了後速やかに役員候補者名簿及び議事録を作成し、委員長が代表して当該議事録に記名押印し、かつ、当該役員候補者名簿と議事録を理事会に提出しなければならない。

第8条（任期）

委員の任期は選任された日から2年とし、再任を妨げないものとする。

第9条（報酬）

委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した交通費の支払いをすることができる。

第10条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 25 日より施行する。